

駐留軍の訓練等に伴う農林漁業損失補償法案要綱

一 この法律は、日米安全保障条約に基き、アメリカ合衆国駐留軍（以下「駐留軍」という。）の訓練等のため農地、林野、水面等を使用し、又はその使用を制限したことにより農林漁業者が被る損失であつて他の法律によつて補償されないものにつき、政府が必要を補償をすることによつて農林漁業者の利益の調整を図ることを目的とする。

二 前項の損失は、左に掲げるものとする。

(一) 駐留軍の訓練等のため水面等を使用し、又はその使用を制限した場合において当該水面等を操業区域とする漁業者

及び漁業従事者が当該使用又は使用制限により被るべき損失

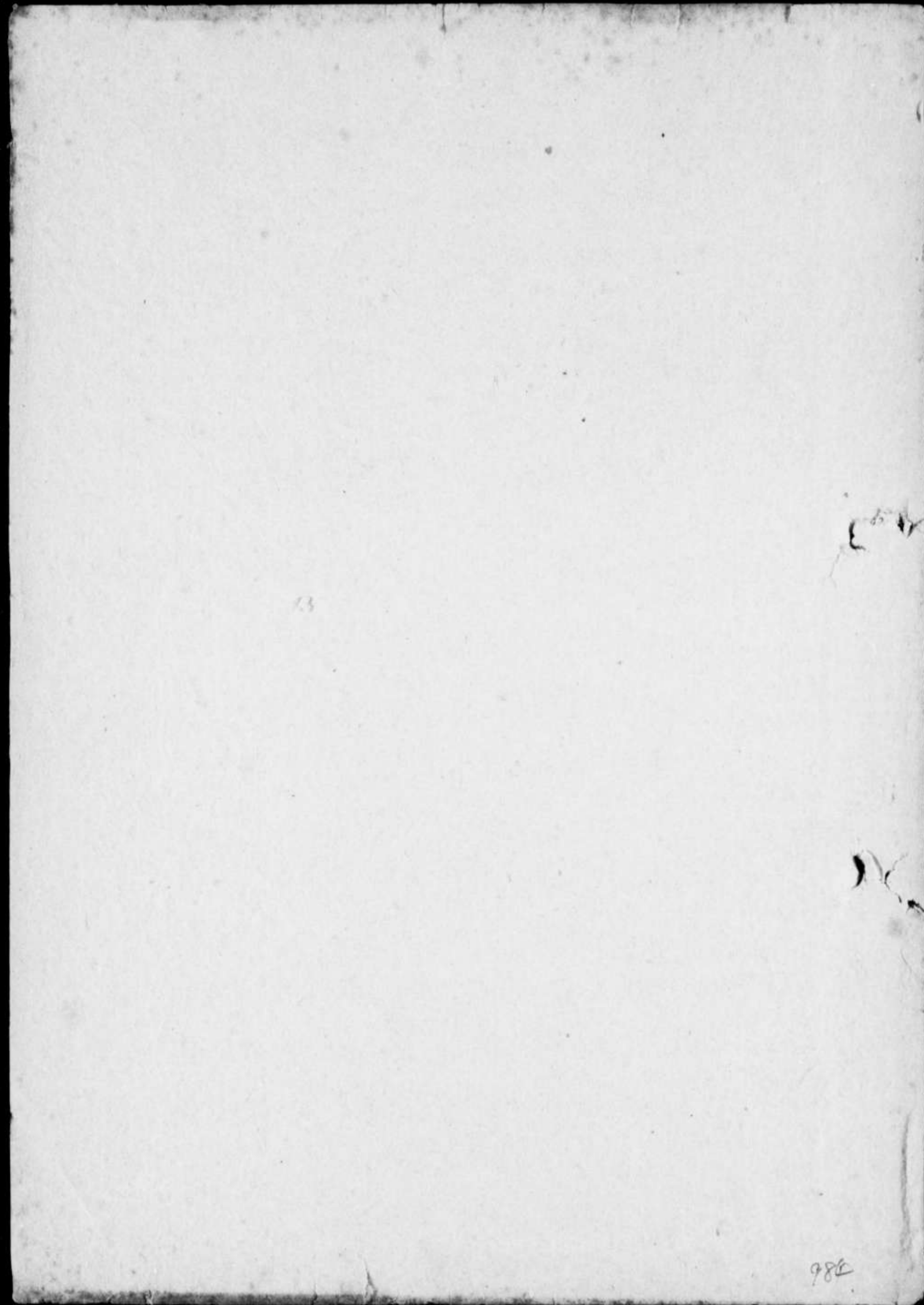
(二) 国有財産法第十八条又は第二十条の規定により国有財産の使用又は収益を得ている農林漁業者が駐留軍の訓練等の用に供するため当該国有財産の使用又は収益がでなくなった場合においてその者が被るべき損失

(三) 駐留軍の訓練等のため使用する区域に隣接する区域において農林漁業者が当該訓練等によつて農林漁業者の経営上被るべき損失

三 右に伴い損失補償の基準、補償金額の決定及び交付の手續、並びに補償金額に対する異議の申立、補償金に付する課税等に関する規定は、別に定める。規定を設けること。

四 この法律は、日米安全保障条約発効の日から施行すること。





98c

